

国連生物多様性の10年（2011年～2020年）（環境省仮訳）

ビューローを代表して日本から提案された勧告案

生物多様性条約実施のレビューに関するアドホック公開作業部会(WGRI)は、締約国会議が以下に沿って決議を採択するよう勧告する。

締約国会議は、

ミレニアム開発目標の達成のための生物多様性の重要性に焦点をあて、

本条約の目的及びその他の生物多様性関連条約、組織及びプロセスの完全な実施を達成する必要性を強調し、

生物多様性に関連する事項について普及啓発の重要性を再確認し、

国際生物多様性年の祝賀により達成された気運を盛り上げる必要性を強調し、

1. 国連総会に対し、2011年から2020年を国連生物多様性の10年として宣言することを検討するよう招請する。
2. 事務局長に対し、関連するパートナー、特に生物多様性関連条約の事務局と協力し、以下を実施するよう要請する。
 - (a) 締約国、全ての関連組織及び関係者の「国連の10年」への完全な参加、また条約及びその戦略計画の実施への支援を奨励する。
 - (b) 条約の実施に関する事務局長から国連総会への定期的な報告にこれらの情報を含める観点から、戦略計画（2011～2020年）実施の進捗及び関連する締約国及び関係者の活動について調査する。
3. 環境管理グループに対し、条約及びその戦略計画（2011～2020年）の支援においてメンバー間の協力と情報交換を促進するよう招請する。